

第四次産業革命時代における 産業財産権制度の在り方に関する 特許庁の取組状況

経済産業省 特許庁

第四次産業革命を視野に入れた 知財システムの在り方に関する検討会

- ・「新産業構造ビジョン」の戦略分野の将来像を視野に入れ、産業競争力を強化する観点から、期待される知財システムの在り方について検討。
- ・検討にあたっては、経済産業政策局、産業技術環境局と特許庁及び製造産業局、商務情報政策局と連携。



2016年10月設置

第4次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会

企業に求められる経営・知財戦略とそれを支える知財制度・運用の在り方を検討。

新産業構造ビジョンの有力分野における 課題への対応

有力分野:

- モビリティ(自動車分野)、
- ものづくり等(ロボット分野)、
- 健康・医療・介護(医療・介護及びバイオ分野)

の各分野における、知財面の課題について
議論

産業分野横断的な課題への対応

テーマ例:

- データの利活用促進に向けた制度の検討
- 産業構造の変化に対応した知財システムの在り方の検討
- 第4次産業革命における戦略的な国際標準化の推進

等

君嶋 祐子	慶應義塾大学法学部教授
後藤 晃	東京大学名誉教授
近藤 健治	トヨタ自動車株式会社 知的財産部長
榎原 伸介	ファナック株式会社常務理事 ロボット事業本部 技監
鮫島 正洋	内田・鮫島法律事務所代表弁護士・弁理士
杉村 純子	プロメテ国際特許事務所代表弁理士
鈴木 明	オリンパス株式会社 技術開発部門 知的財産本部 知的財産企画部 戰略推進担当部長
芹沢 昌宏	日本電気株式会社 技術イノベーション戦略本部主席主幹 兼 知的財産本部長代理 兼 標準化推進部長
鶴原 稔也	株式会社サイバー創研 知的財産事業部門 主幹コンサルタント
長澤 健一	キヤノン株式会社 常務執行役員・知的財産法務本部長
西岡 靖之	法政大学デザイン工学部システムデザイン学科教授
平塚 三好	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授
御供 俊元	ソニー株式会社 執行役員コーポレートエグゼクティブ 中長期事業開発担当知的財産担当
三好 豊	森・濱田松本法律事務所弁護士
森 亮二	英知法律事務所弁護士
渡部 俊也	東京大学政策ビジョン研究センター教授

座長代理

座 長

(五十音順、敬称略)

第1回 2016年10月17日(月)

- ・キックオフ

第2回 2016年11月10日(木)

- ・各検討課題への対応策等について

第3回 2016年11月28日(月)

- ・データ及びデータベース保護のあり方

第4回 2016年12月15日(木)

- ・自動車分野における状況
- ・ロボット分野における状況

第5回 2016年12月26日(月)

- ・医療・介護機器分野における状況
- ・バイオ分野における状況
- ・主要な論点及び検討の方向性**

第6回 2017年2月6日(月)

- ・特許紛争の迅速かつ簡便な解決の仕組み
- ・地域・中小企業に対する知財支援

第7回 2017年2月17日(金)

- ・情報通信機器分野における状況
- ・国際標準化

第8回 2017年3月6日(月)

- ・AI創作物等の取扱い
- ・国境を越えた侵害行為への対応

第9回 2017年3月24日(金)

- ・紛争処理の機能強化(特許制度小委との連携)
- ・報告書(案)の提示

第10回 2017年4月上旬

- ・報告書とりまとめ

開催状況については経済産業省ホームページにも掲載

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/economy.html#daiyoji_sangyo_chizai

不正競争防止法等におけるデータベース等の保護の在り方

- データの円滑な利活用の促進に向けては、その保護と利活用のバランスが重要であり、データベースの特性や対象とするデータの種類に応じ、企業間におけるデータの利活用や契約の実態に即した、保護のあり方や契約等のルールについて検討する。
- データベース等の不正な使用等に関しては、不正競争防止法における不正競争行為として規定することが考えられるため、法改正も視野に入れた具体的な方策について検討する。
- 併せて、企業が秘密としたい情報やデータが秘密保持契約などを結ぶことなく他社に渡らないよう、企業における営業秘密に関する認識を高めて行く。

ビジネス関連発明の活用

- IoTを活用したビジネス分野において、我が国企業がイノベーションの促進に必要な特許を着実に取得し、活用することができるよう、審査体制を整備して審査の質の向上を図るとともに、権利取得・活用に係る情報提供を充実する。
- 中小企業を含む我が国企業が取得した権利の活用を支援するため、ビジネス関連発明を含む特許に係る紛争処理システムの機能強化を図る。

データ構造の保護

- データ構造については、既に特許法による一定程度の保護が図られているところ、今後の技術の進展に伴って創出される新たなデータ構造についても、イノベーションの促進の観点から、その権利が適切に保護されるよう、適時適切な情報発信を行い、我が国企業の権利取得の予見性を高める。

標準必須特許問題

- 公正、合理的かつ非差別的な条件(FRAND条件)でライセンスすることが宣言された標準必須特許を始めとする社会的影響の大きい標準必須特許については、特許権者の権利を不当に害さないように留意しつつ、それらをより利用しやすくする。
- 標準必須特許を始め、多様な特許を巡る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、中小企業やベンチャー企業を含む多様な企業が使いやすい仕組みを設ける。また、こうした仕組みを設ける場合には、我が国のみならず、海外にも広めていく。

※標準必須特許：標準規格の実施に必要な特許

戦略的国際標準化の推進

- デュールだけでなく、コンソーシアム等の国際標準化動向を把握しつつ、官民を挙げて民間主導で標準化を進める体制を整備する。具体的には、国内のトップランナーに合わせて標準の策定を行う「新市場創造型標準化制度」の活用や、国立研究開発法人を活用した業種横断プロジェクトを加速化する。
- 産官学を挙げて、標準化担当役員の設置、資格制度の創設など、経営層、専門家人材、裾野人材等の標準化人材育成の取組を強化し、経営戦略において、国際標準化を積極的に推進する環境を整備する。

■ 第4次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会

国境を跨いだ侵害行為に対する適切な保護

- ・ サーバーと端末とが国を跨がって存在するような場合に、我が国で設定された特許権を行使することができるか。行使できるのは、どのような場合か。

AIによる創作物の保護

- ・ AIの活用により、創作に対する人間の関与が小さくなった場合に、発明の保護や発明者をどのように考えればよいか。

■ 審議会等

ビジネス関連発明の活用

データ構造の保護

標準必須特許問題

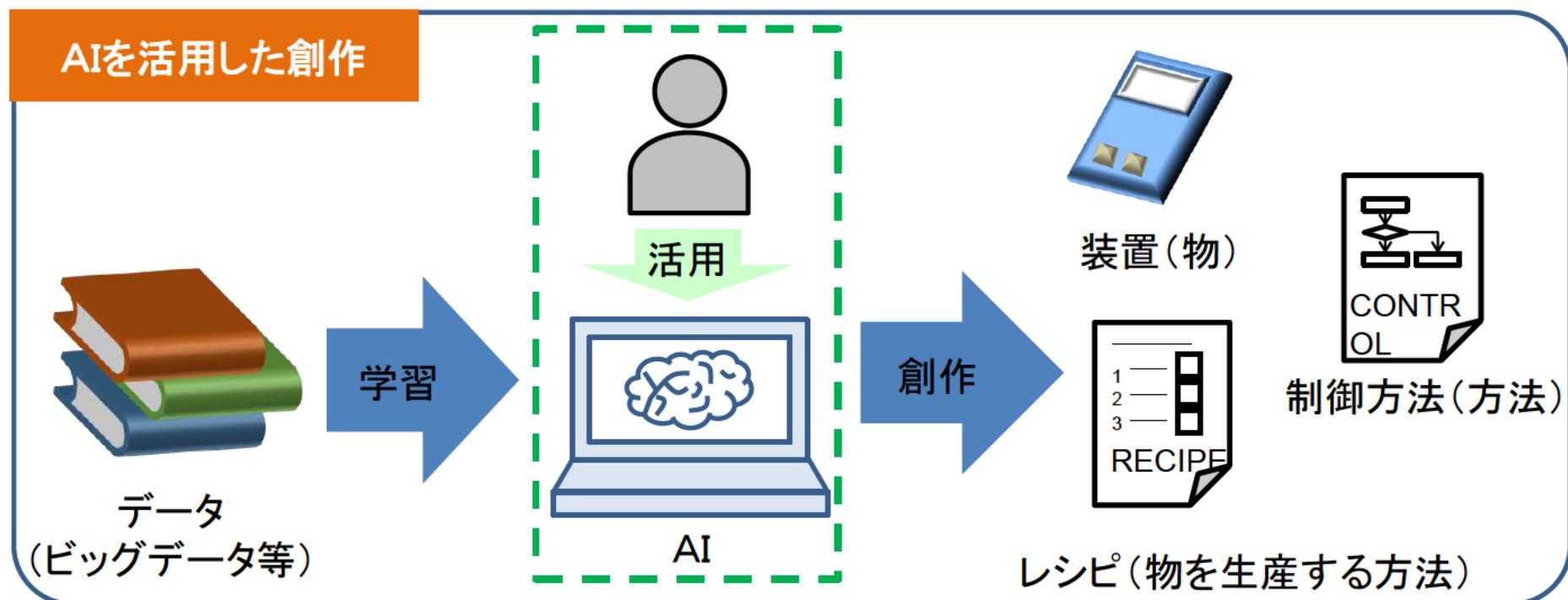
制度や運用に関し、
より具体的な検討が
必要な場合

- ・ 特許制度小委員会
- ・ 審査基準専門委員会
ワーキンググループ

AIを活用した創作、
ビジネスモデル、
3Dプリンティング用データ、
データ構造(プログラムに準ずるデータ)に関する
検討状況

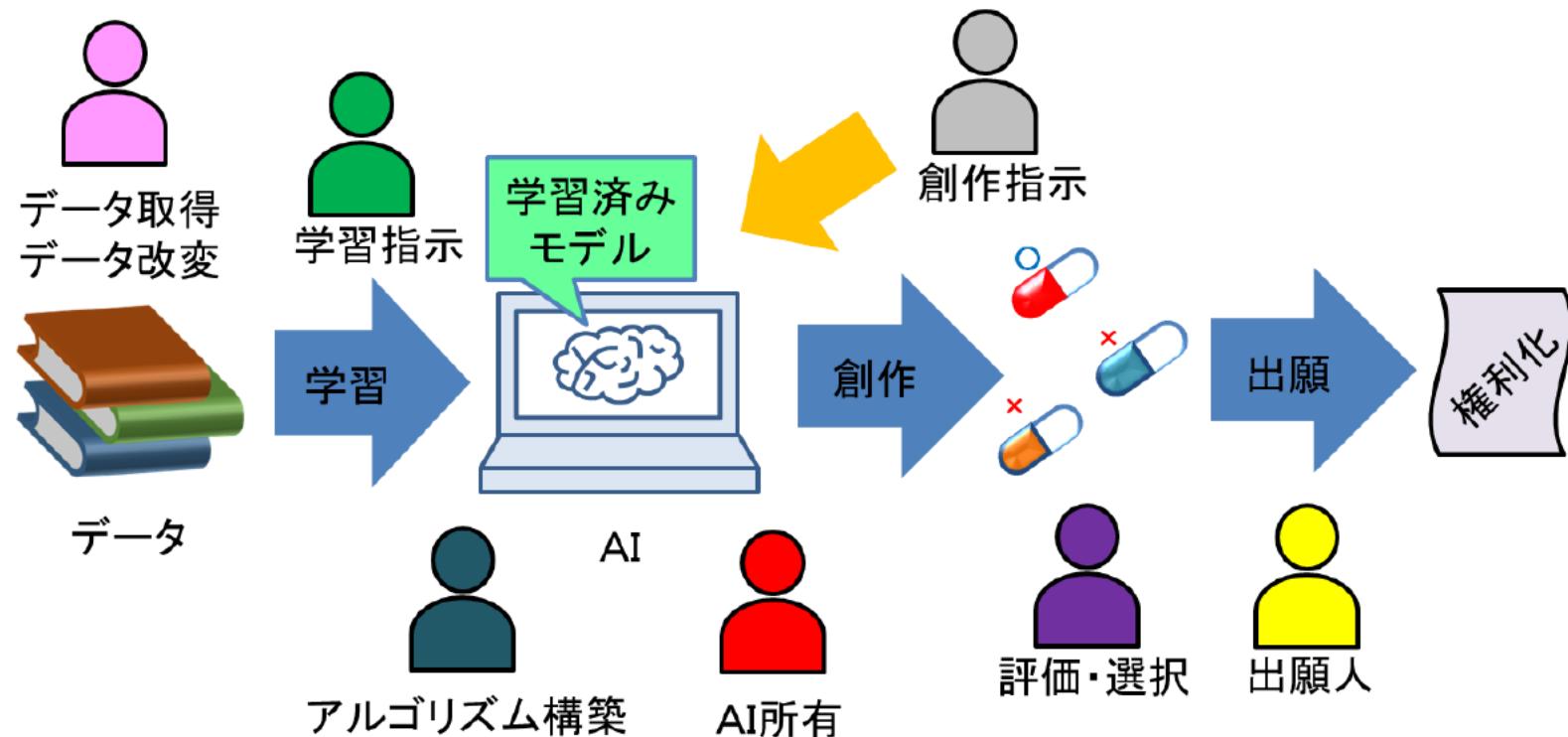
発明：自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの。

(1)物、(2)方法、(3)物を生産する方法のいずれかに該当する必要がある。
(「物」にはプログラム等が含まれる。)



AIを活用した創作物は「発明」として特許法上で保護され得る。

AI創作物が権利化されるまでには複数の人間が関与し得る。
(役割は同一者が兼任する場合や人間を介さない場合も想定される。)



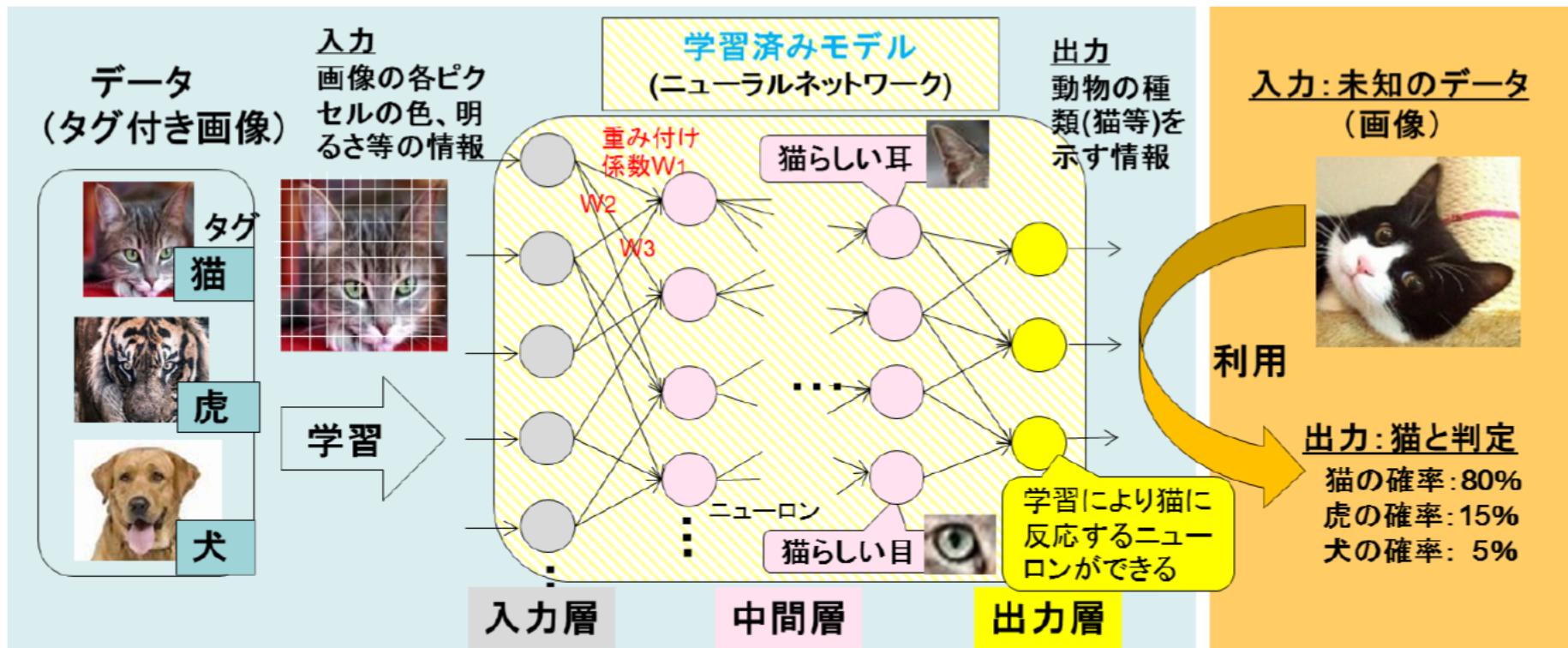
AIの活用によって、創作への人間の関与の形が変化している。
その変化を踏まえ、AIを活用した発明の保護や発明者を検討する上での論点を整理する。

AIを活用した創作に関する論点③

AIを学習させると、学習済みモデルが創出される。

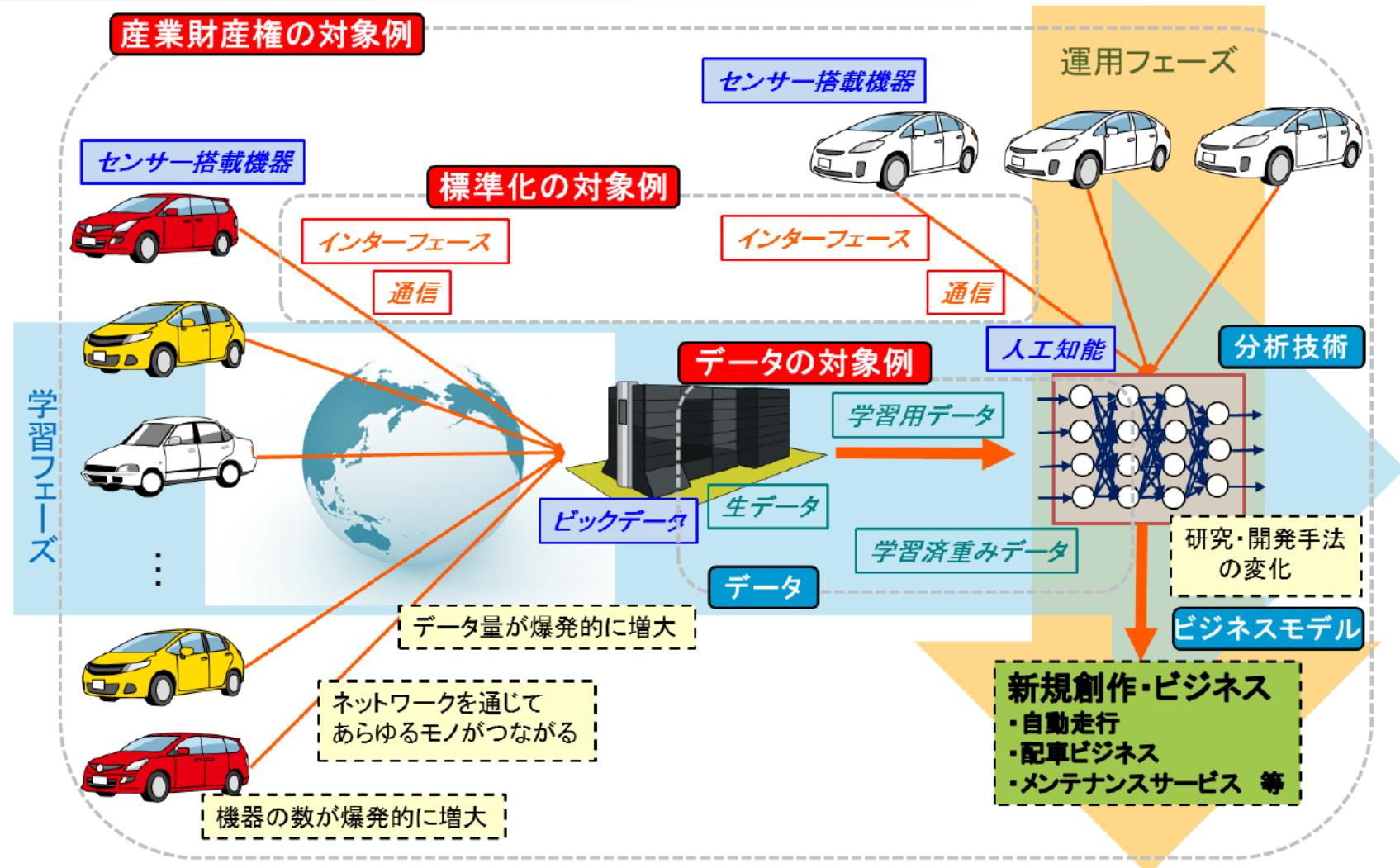
創作の道具としてのAIの性能は、学習済みモデルに依存する。

→学習済みモデルの保護が重要



一般的に、学習済みモデルは「AIプログラム+パラメータ」で定義される。
(ディープラーニング型のAIでは、「ニューラルネットワーク+重み付けパラメータ」となる。)
その定義の限りでは、特許法等の「プログラム等」に該当するため、
産業財産法上で保護され得る。

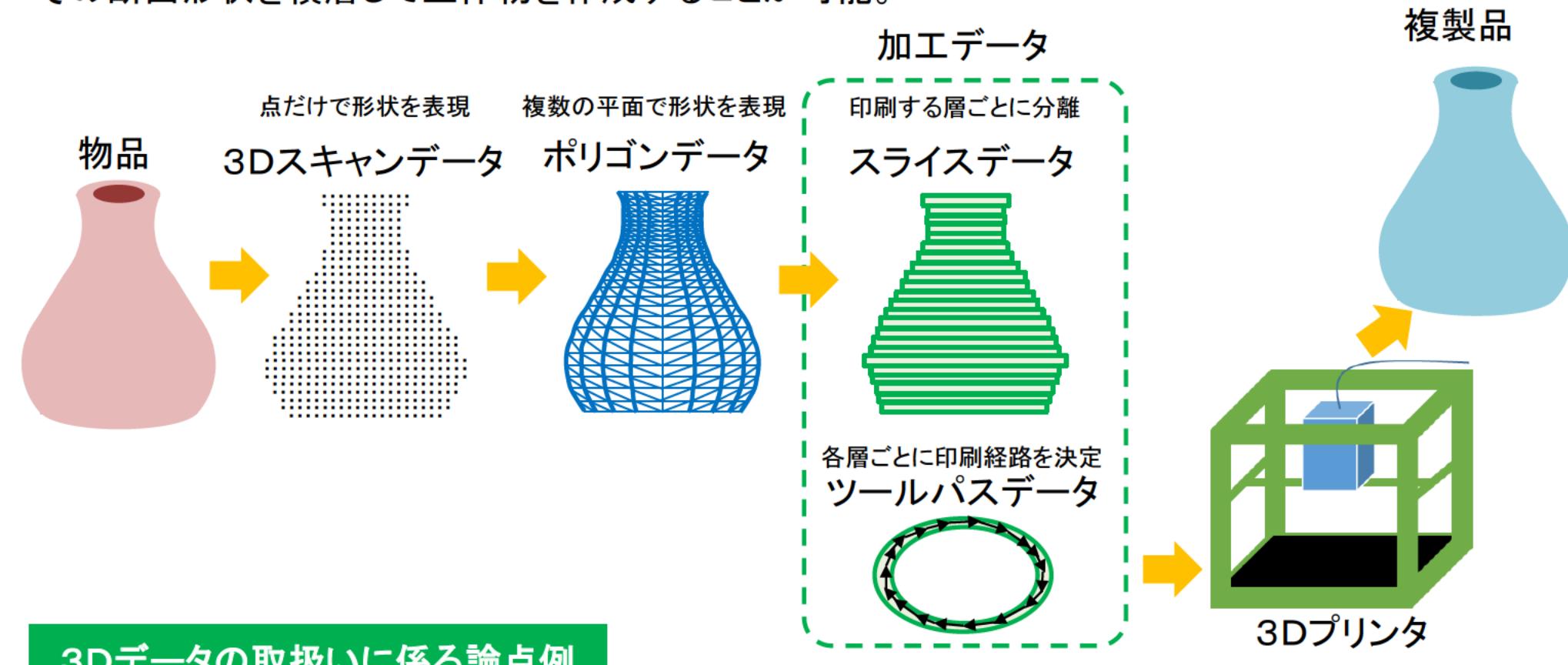
ビジネスモデルに関する論点



新規性、進歩性を有する学習済みモデルを、国際的な情勢等も踏まえて適切に特許法で保護することにより、様々なビジネスモデルが誕生し、産業が発展すると期待される。

3Dプリンティング用データに関する論点

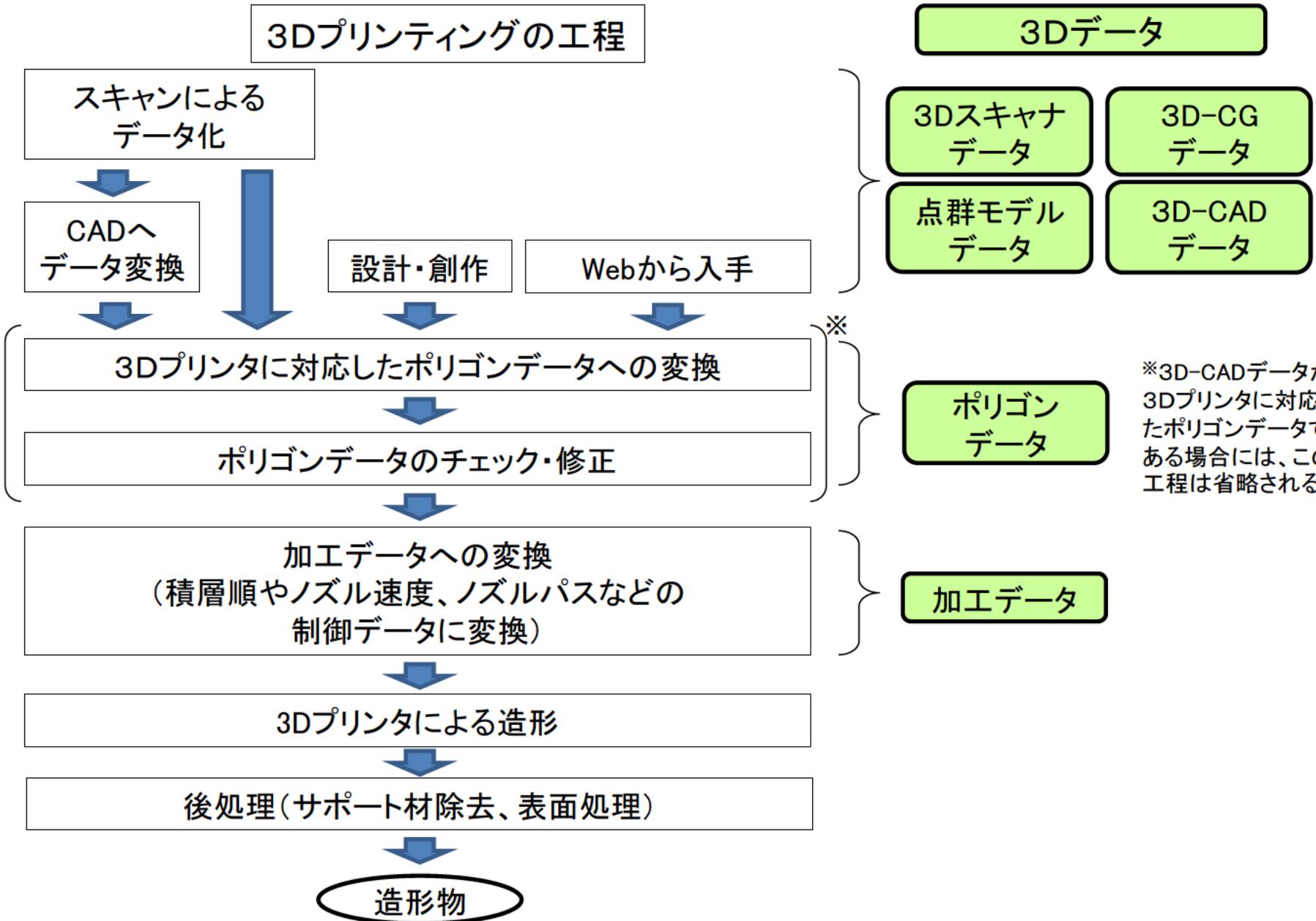
コンピュータで立体物の3Dデータを作成するか、既製物品の3Dデータを取得し、その断面形状を積層して立体物を作成することが可能。



3Dデータの取扱いに係る論点例

産業財産権を有する物品が3Dデータを介して複製された場合、
3Dデータの作成者や配布者を間接侵害で訴えることができるかが論点。
→3Dデータが間接侵害を構成する物(プログラム等)に該当するか否かに係る論点を整理する。

(参考)3Dプリンティングの流れ



データ・データ構造、学習済みモデル等について、特許権として保護されるか否かの予見性を高める観点から、審査での判断の手法を示す必要性が指摘されている。

そこで、第11回 産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 審査基準専門委員会ワーキンググループ(平成29年2月28日開催)において、データ・データ構造、学習済みモデル等に関する発明該当性等を検討する。

→ 審査基準等における事例の充実化を図る

委員名簿

座長	浅見 節子	東京理科大学大学院イノベーション研究科 教授
	伊藤 弘道	日本知的財産協会 推薦 三菱重工業株式会社 技術戦略推進室 知的財産部 部長
	小高 邦夫	日本経済団体連合会 推薦 三菱電機株式会社 知的財産センター 特許企画部 担当部長
	鈴木 將文	名古屋大学大学院法学研究科 教授
	田中 昌利	長島・大野・常松法律事務所 弁護士
	濱田 百合子	日本弁理士会 推薦 特許業務法人栄光特許事務所 代表
	二瀬 克規	株式会社悠心 代表取締役社長
	本田 圭子	株式会社東京大学TLO 取締役